



放課後等デイサービス事業「hoop (はーぽ) 」は、高等学校学齢相当のお子さんご自身が発達特性、強み・弱みをより具体的に理解し、自身に合った支援や環境的配慮をご本人の関わる周りの環境に発信し、日常的に行えることを目標にしたご本人支援のためのプログラムです。

ご本人が特性、強み・弱みなどの自己理解を深め、周りの人と関わりながら困りごとを解決できるよう、また自己肯定感を育成していけるよう、個別や小集団の中で活動する機会を設定します。ご本人の感じている課題について支援者と一緒に具体的な対策等を検討し、試行錯誤しながら繰り返し取り組んでいきます。

またご本人の状況によって児童発達支援センターの診療所やこども療育相談つぼみと連携します。

保護者の方とはご家庭での様子について情報共有しつつ、一緒にご本人へのサポートを考えながら進めていきます。

## 1. 対象

- ・豊中市内に在住の方
- ・自分で交通機関等を利用し通所が可能な方
- ・発達障害の診断や発達に偏りや課題のある方、または公的機関、医療機関などから hoop(はーぽ) を紹介された方(高1~3学齢相当の方、学校に通っていない方も可)とその保護者

## 2. 日程や時間帯(予定)

期間：原則、義務教育終了後、高等学校学齢相当期間(高1~3)

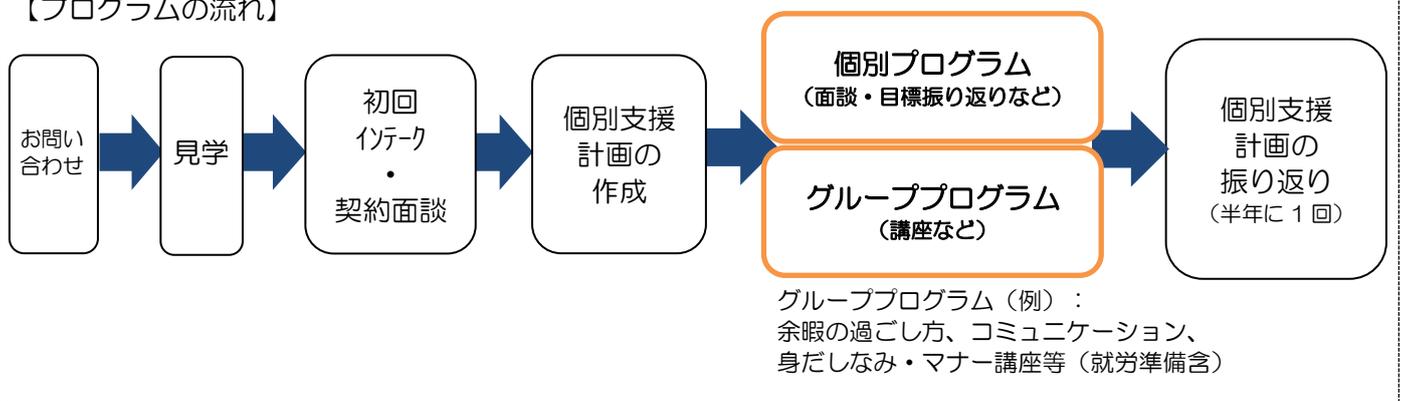
頻度：月1~4回程度

時間：火曜日・木曜日の午後(13:00~17:00)

※時間帯は面談時にご相談ください。

※特性や人数などを考慮しグループを編成することもあるので、ご希望の曜日や時間帯ではなくなる可能性もあります。ご了承くださいますようお願いいたします。

### 【プログラムの流れ】



## 3. 場所

豊中市立児童発達支援センター 2階 hoop (はーぽ)

#### 4. 利用料

サービスの利用については、通常9割が障害児通所給付費の給付対象となります。利用者は、利用者負担分として世帯の所得の状況によりサービス料金の1割をお支払いいただきます。

\* 受給者証に記載された利用者負担額の範囲内とします。

※利用にあたっては、放課後等デイサービス利用のための受給者証の申請が必要です。

※他の放課後等デイサービス事業所をご利用の方は、同日のサービス利用はできませんので、ご了承ください。

#### 5. 利用開始までの流れ

##### お問い合わせ

- ① hoop (ほーぷ) 【(06)6676-7890】にお問い合わせいただき、まずは通所予定の方について、お話を聞かせてください。(お名前、ご所属、診断・手帳、利用しているサービス等)
- ② 伺ったお話をスタッフ間で共有した上で、hoop (ほーぷ) より2-3日のうちに再度ご連絡をさせていただきます、スケジュール等を調整して見学に進みます。  
\* 平日9時~17時の間に、【(06)6676-7890】の電話番号からご連絡いたします。  
お手数ですが、着信履歴があった場合は折り返しお電話ください。

##### 見学

hoop (ほーぷ) の事業についての紹介、事業所の案内をします。  
可能な限り、通所されるご本人も一緒に来所ください。  
必要な方には、見学時に hoop (ほーぷ) 申込用紙をお渡しします。

##### 利用申込

- ① 申込用紙に必要事項を記入し、  
豊中市立児童発達支援センター通所部門「hoop (ほーぷ)」まで郵送してください。
- ② hoop (ほーぷ) より郵送またはお電話にて利用についてご連絡させていただきます。

##### 利用決定

⇒ **おやこ保健課 (06-6858-2285) へお電話して、受給者証の申請手続きをしてください。**  
(hoop (ほーぷ) を〇月から、月〇回利用する旨をお伝えしていただく)  
\* 契約面談では受給者証が必要となります。  
申請から発行までに1ヶ月程度かかる場合があります。お早めの申請をお願いいたします。

##### ご契約・事前面談 (保護者のみでの来所となります)

お子さまの特性や気になること、また、ご家族のニーズ等について聞き取りをさせていただきます。  
また、事業内容について説明いたしますので、ご了承いただきましたら、市の所定の利用申込および契約と、通所日程を決定します。  
持ち物：受給者証・事前情報シート

お問い合わせ先：豊中市立児童発達支援センター【通所部門】「hoop (ほーぷ)」  
〒561-0854 豊中市稲津町 1-1-20 1階  
TEL(06)6676-7890 FAX(06)6676-7889  
\* 土日祝日・年末年始 12/29~1/3 は休所